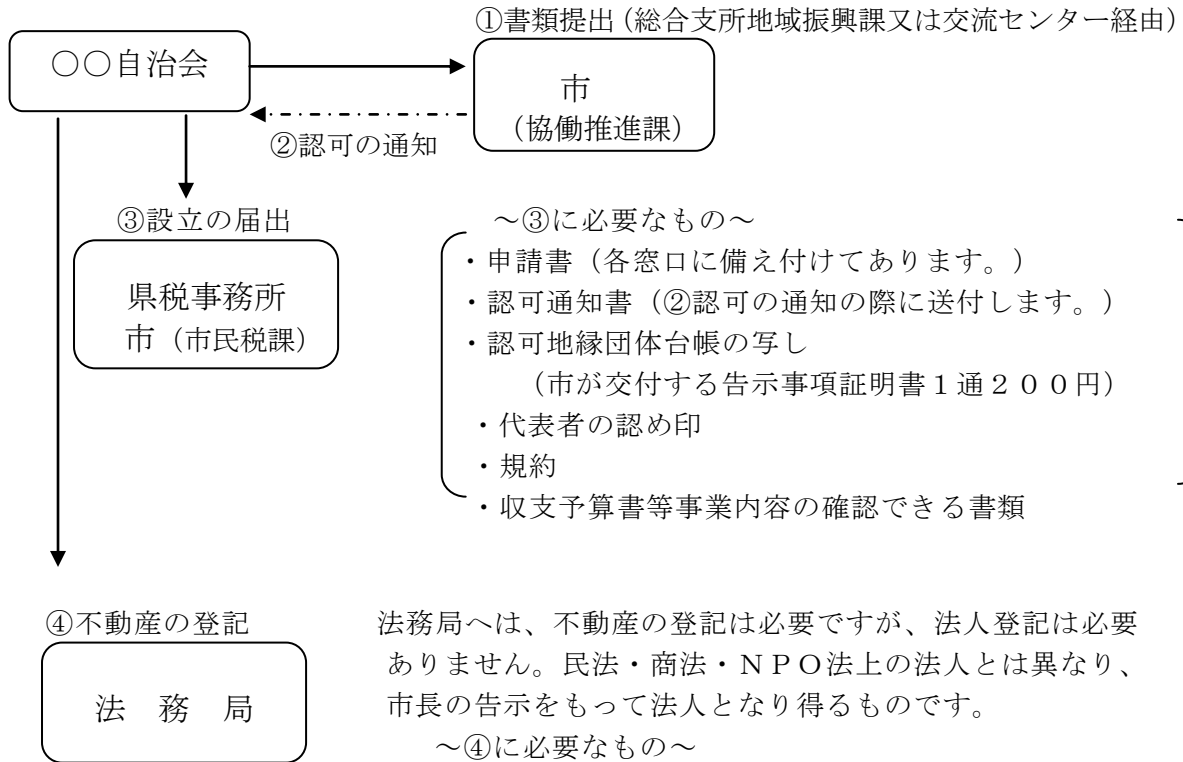


【申請手続きのフロー】



～③に必要なもの～

- ・申請書 (各窓口にて備え付けてあります。)
- ・認可通知書 (②認可の通知の際に送付します。)
- ・認可地縁団体台帳の写し
(市が交付する告示事項証明書1通200円)
- ・代表者の認め印
- ・規約
- ・収支予算書等事業内容の確認できる書類

法務局へは、不動産の登記は必要ですが、法人登記は必要ありません。民法・商法・NPO法上の法人とは異なり、市長の告示をもって法人となり得るものです。

～④に必要なもの～

- ・登記申請書
- ・認可地縁団体台帳の写し
(市が交付する告示事項証明書1通200円)
- ・登記名義人の実印及び印鑑登録証明書 } 権利義務者
- ・権利書 } (権利を失う側)
- ・認可地縁団体代表者の認め印 } 登記権利者
- ・登録免許税 } (権利を得る側)

※登記申請については、法務局へお問い合わせ下さい。